平成２５年（フ）第４６号
鳥取県八頭郡八頭町久能寺891番地13
債務者　國政　朋史
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７号
鳥取県日野郡日野町根雨32番地３、旧住所島根県松江市東津田町772番地７
債務者　井上　幸仁
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第３８９号
広島県安芸郡熊野町呉地２丁目11番１号
債務者　植尾　英正
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４１号
広島市安佐北区白木町大字三田2350番地
債務者　岡藤　秀弐
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４２号
広島市安佐北区白木町大字三田2350番地
債務者　岡藤　光美
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６６号
徳島県徳島市南庄町１丁目12番地の５　山田ビル502、旧住所徳島県徳島市庄町２丁目44番地の１　サーパス蔵本公園203号室
債務者　木葉　功一
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７０号
徳島県徳島市万代町４丁目33番地の２
債務者　上田　芳美
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８４号
徳島県板野郡北島町新喜来字二分１番地26
債務者　藤田真理子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９０号
徳島県阿波市土成町郡225番地６
債務者　大島　正典
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１３号
徳島県徳島市国府町和田字居内80番地
債務者　岡島喜三郎
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１４号
徳島県徳島市八万町夷山111番地の25
債務者　中尾　輝美
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３１号
徳島県徳島市八万町下福万３－１　メゾン・ド・フルール505号、住民票上の住所徳島県那賀郡那賀町木頭出原字マツギ12番地
債務者　昇　　由佳（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５３号
愛媛県松山市衣山５丁目801番地５
債務者　井澤　栄二
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２０号
愛媛県松山市中央１丁目８番30号　サンコーポ中央202号
債務者　遠藤　貴雄
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５２号
愛媛県松山市萱町２丁目２番地７　渡部マンション409号
債務者　田中　克博
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央７丁目57番３号チェリーハイツ201号
債務者　長谷川和代
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
鹿児島県鹿児島市南林寺町６番17号　竪山ハイツ201号
債務者　清水　麻弥
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係